



募集要項



旭川市は北海道のほぼ中央に位置し、充実した都市機能と豊かな自然が調和したまちです。豊富な森林資源に恵まれ、交通の要衝、物流の集積地として発展してきたほか、古くから家具生産が盛んで、国内家具の五大産地の一角を占める旭川家具。多様な時代のニーズにあった家具生産と、長い歴史の中で培われた確かな技術力、その優れたデザイン性が高く評価され、世界からも注目を集めています。

あさひかわデザインウィークや国際家具デザインコンペティション旭川など、家具やクラフトなどの産業分野の活動が評価され、2019年には、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野で加盟認定されました。同分野での認定は、日本では名古屋市、神戸市に次ぐ3都市目となり、旭川市は世界に49都市あるユネスコ・デザイン創造都市の1都市となりました。旭川市はデザイン分野の創造都市として、家具・クラフトをはじめ、多彩な食や文化、自然などの地域資源を横断的に結びつけ、総合的に活用しながら、世界に向けて情報発信していきます。

デザイン(注1)の視点でまちづくりに取り組み、域内外のクリエイターなど多様な人材が集まる創造拠点の運営・活用とデザイン活動の推進にお手伝いいただける方を次のとおり募集します。

■募集人数

デザイン活動推進員…1名

■活動内容【デザイン推進活動】

(1)デザイン拠点の運営

市やあさひかわ創造都市推進協議会(注2)と連携して、デザイン拠点(注3)を活用し、拠点利用者の受付や交流スペースの運営を行います。

(2)デザイン都市との交流・連絡調整

市やあさひかわ創造都市推進協議会と連携して、ユネスコ創造都市ネットワークに加盟する創造都市に向けた情報発信を行うとともに、各創造都市とのオンライン会議や連絡調整を行います。

(3)デザイン経営やデザイン思考の推進に向けたセミナーやワークショップの企画運営

旭川デザインプロデューサー(注4)やデザイン関係団体等と連携して、デザイン経営やデザイン思考の推進に向けたセミナーやワークショップ等の企画・運営を行います。

活動例

- 家具製造の端材を使った動物制作のワークショップ
- 親子向け手作りトートバッグのデザイン講座
- 若手クリエイターによるワークショップフェア ほか



(4)その他、デザインの推進に関する活動

注1:旭川市が推進している「デザイン」は、単純に色、形などの見た目をつくったり整えたりすることだけでなく、あるべき姿を実現するために計画したり、企てることをいう。

注2:デザイン都市旭川の活動母体として、産業界の団体を中心に構成・設立。

デザインに関する各種取り組みを推進している。

(参考)あさひかわ創造都市推進協議会事務局HP

注3:旭川デザインギャラリー(宮下通11丁目 蔵囲夢内)のことをいう。

(参考)デザインギャラリーHP

注4:本市が令和2年度～4年度に実施した旭川地域デザインプロデューサー育成事業の修了生であり、デザインと経営の両面を踏まえ、製品・サービス・事業・地域課題解決等において、総括、監督、総合的設計などのプロデュースができる人材をいう。



あさひかわ創造都市
推進協議会事務局HP



デザインギャラリー
HP

■応募条件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 申込み時点で年齢が18歳以上の方
- (2) 申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島などの条件不利地を除く)に在住し、委嘱後に旭川市に住民票を異動させて生活できる方
- (3) 心身ともに健康で誠実に活動できる方
- (4) 地域おこしの活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、パワーポイント、電子メール)に加え、SNSやWebページの編集・管理ができる方
- (7) 活動期間終了後に旭川市内において起業又は就業し定住する意欲のある方
- (8) 旭川市広報誌、ホームページ等で、氏名や地域おこし協力隊員としての活動内容等を公表することについて、同意いただける方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

■形態・期間

- (1) 旭川市地域おこし協力隊として市が委嘱(市との雇用関係はありません。)
- (2) 委嘱期間は、委嘱日(令和6年12月以降)から令和7年3月31日までとし、最長3年の更新が可能です。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

■報酬

月額 250,000円(上限)

※6月、12月は100,000円を上乗せして支給します。

※税金、保険料などは自己負担になります。

※確定申告は、ご自身で行っていただきます。

■活動時間・活動拠点

- (1) 週5日、9:30~18:00(実働時間 7時間45分)を基準とします。
※シフト制とし、土・日曜日の活動もあります。
※早朝、夜間、休・祝日に活動された場合は、活動時間の振替で調整します。
- (2) 活動拠点は、旭川デザインギャラリー(旭川市宮下通11丁目)とします。
- (3) 活動期間終了後の起業・就業に向けた副業は、活動に支障のない範囲で認めます。

■待遇・福利厚生

- (1) 協力隊員が自ら居住するために、市内で住居を借り受け、家賃を支払う場合には、月額50,000円を上限に支給します。
- (2) 活動に必要な車両やパソコンについて、協力隊員が所有する自家用車及びパソコンを持ち込む場合には、車両借り上げ相当分として月額20,000円(燃料費込み)、PCプロバイダ等負担相当分として月額5,000円を支給します。
- (3) 活動に必要な研修費用や旅費については、予算の範囲内で支給します。
- (4) 各自の負担で、国民健康保険及び国民年金に加入していただきます。
- (5) 本市までの転居に要する費用、月々の水道光熱費等は各自の負担となります。



応募について

■応募手続

(1)募集期間

令和6年9月2日から令和6年11月6日まで

※期間中、応募者(応募を検討している方も含む)からの希望があれば、
事前オンライン相談等に応じますので、お問い合わせください。

(2)応募方法

右記二次元コードまたは下記URLから
必要事項を入力して申し込み。

<https://forms.gle/v4biyaTpY1zqDAzi6>



■選考方法

(1)第1次選考

応募書類をもとに書類選考を行います。選考結果は応募者全員に通知します。

(2)第2次選考

第1次選考合格者を対象に、第2次選考(面接試験)を行います。

希望に応じて対面面接又はオンライン面接を選択してください。

対面面接は旭川市内にて、オンライン面接はビデオ会議システムを使用して実施します。

日時及び場所などの詳細については、別途お知らせします。

(3)その他

応募に係る経費(書類申請、面接試験に伴う交通費等)は、全て応募者の負担となります。

お申込み・お問い合わせ先

〒070-0035 北海道旭川市5条通10丁目854-1
株式会社ライナーネットワーク地域おこし協力隊担当
電話:0166-23-2006
電子メール:chiikiokoshi@liner.jp

